

三重県総合評価方式評価項目事前確認登録の改正について (お知らせ)

令和7年5月27日

三重県が総合評価方式により発注する建設工事において、入札参加者の提出書類の軽減を目的として、平成30年7月より評価項目事前確認登録を運用していますが、令和7年6月より、下記のとおり改正しますのでお知らせします。

1 主な改正点

(1) 品質マネジメントシステムの認証

評価基準の改定により、確認資料の説明に(ウ)を追記します。

現行	改正
ソ 品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S) (ア) 認証機関の登録証等の写し。 (イ) 申請者が認証の範囲に含まれていることが登録証だけで確認出来ない場合は、付属書などの認証範囲が分かる資料の写し。	ソ 品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S) (ア) 認証機関の登録証等の写し。 (イ) 申請者が認証の範囲に含まれていることが登録証だけで確認出来ない場合は、付属書などの認証範囲が分かる資料の写し。 (ウ) 評価項目事前確認登録の申請者が、県外に本店を有する建設業法上の営業所である場合は、営業所又は営業所を直接統括する支店等が認証を取得していれば評価します。なお、後者の場合は、認証取得している支店等が営業所を直接統括していることがわかる資料の写し。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの認証

評価基準の改定により、確認資料の説明に(ウ)を追記します。

現行	改正
タ 労働安全衛生マネジメントシステムの認証 (ア) 認証機関の評価証、適合証明書等の写し又は労働安全衛生法第88条の規定による届出をする事業者のうち労働基準監督署長の認定を受けた認定事業者については認定がわかる資料の写し。 (イ) 申請者が認証の範囲に含まれていることが登録証だけで確認出来ない場合は、付属書などの認証範囲が分かる資料の写し。	タ 労働安全衛生マネジメントシステムの認証 (ア) 認証機関の評価証、適合証明書等の写し。 (イ) 申請者が認証の範囲に含まれていることが登録証だけで確認出来ない場合は、付属書などの認証範囲が分かる資料の写し。 (ウ) 評価項目事前確認登録の申請者が、県外に本店を有する建設業法上の営業所である場合は、営業所又は営業所を直接統括する支店等が認証を取得していれば評価します。なお、後者の場合は、認証取得している支店等が営業所を直接統括していることがわかる資料の写し。

2 適用時期

令和7年6月1日以降の申請から適用します。

※評価項目事前確認登録の詳細な内容や申請手続き、評価項目「担い手確保・育成への取組(2)」については、三重県HP「建設業のための広場」をご確認ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



【お問い合わせ先】 三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班 059-224-2696